

令和2年 網走市議会

令和2年度予算等審査特別委員会会議録

第6号 令和2年3月18日(水曜日)

○日時 令和2年3月18日
午前10時00分開議

港 湾 課 長 梅 津 義 則
営 業 経 営 課 参 事 佐々木 修 司
上 水 道 課 長 吉 田 憲 弘
下 水 道 課 長 中 村 昭 彦

○場 所 議 場

○出席委員(15名)

委 員 長 立 崎 聡 一
副 委 員 長 川 原 田 英 世
委 員 石 垣 直 樹
小 田 部 照
金 兵 智 則
工 藤 英 治
栗 田 政 男
近 藤 憲 治
澤 谷 淳 子
永 本 浩 子
平 賀 貴 幸
古 田 純 也
松 浦 敏 司
村 椿 敏 章
山 田 庫 司 郎

教 育 長 三 島 正 昭
社 会 教 育 部 長 猪 股 淳 一

○事務局職員

事 務 局 長 大 島 昌 之
事 務 局 次 長 細 川 英 司
総 務 議 事 係 長 高 畑 公 朋
総 務 議 事 係 主 査 寺 尾 昌 樹
係 早 渕 由 樹

午前10時00分 開議

○立崎聡一委員長 おはようございます。

本日の出席委員は15名で、全委員が出席しております。

ただいまから、本日の委員会を開きます。

それでは、早速、本日の日程であります特別会計及び企業会計に関する細部審査を行います。

なお、令和2年度予算案から水道事業、簡易水道事業及び個別排水処理施設を含む下水道事業が公営企業会計として予算案が提案されております。

また、関連であります議案第12号についても、併せて審査をいただきます。

それでは、質疑のある方、挙手願います。

澤谷委員。

○澤谷淳子委員 おはようございます。

早速ですが、特別会計の介護特会のほうで209ページの買い物リハビリ事業についてお伺いいたします。

こちらは新規事業ということなのですが、どのような内容なのでしょう。

○高橋善彦介護福祉課長 買い物リハビリ事業の内容でございますけれども、こちらにつきましては通所介護事業所が所有する送迎車両の空き時間を活用しまして、週1回商業施設への送迎と買い物時の付き添い支援を提供する事業でございます。

○欠席委員(0名)

○委員外議員(0名)

○説明のため出席した者

市 長 水 谷 洋 一
副 市 長 川 田 昌 弘
企 画 総 務 部 長 岩 永 雅 浩
市 民 環 境 部 長 酒 井 博 明
健 康 福 祉 部 長 桶 屋 盛 樹
農 林 水 産 部 長 川 合 正 人
観 光 商 工 部 長 後 藤 利 博
建 設 港 湾 部 長 佐々木 浩 司
水 道 部 長 脇 本 美 三
総 務 防 災 課 長 伊 倉 直 樹
財 政 課 長 古 田 孝 仁
戸 籍 保 険 課 長 江 口 優 一
介 護 福 祉 課 長 高 橋 善 彦
水 産 漁 港 課 長 渡 部 貴 聡

す。

○澤谷淳子委員 送迎車の空き時間を利用ということで、デイサービスの送迎の帰りとかそんなようなイメージでいいのでしょうか。

○高橋善彦介護福祉課長 車両につきましては、デイサービスセンターの車両を使う予定で考えております。

○澤谷淳子委員 本当にふだんお一人でとか家族でとか、買い物が行けない方なども大変喜ばれるいいサービスであると思います。

もう一方で、買い物支援サービス事業が今現在行われているのですけれども、この予算は半分以下に減額されました。このサービス自体は、こちらの買い物リハビリ事業を充実させていくことで、買い物支援サービス事業というのはなくなっていくような感じなのでしょうか。

○高橋善彦介護福祉課長 現在行われております買い物支援サービス事業につきましては、利用実績がなかなか伸びないということもございまして、現行の民間資源などを活用されている高齢者が多いことも考えられることと、あと、当初想定していましたホームヘルパーが担う買い物代行業務との切り離しについても、経済的負担感や、なれ親しんだヘルパーのサービスを好む状況にあるというのも要因の一つと考えられるところでございます。

今後につきましても、利用実績は少ない状況ではございますが、冬期間の利用などニーズもございますことから、事業は継続してまいりたいというふうに思っております。

○澤谷淳子委員 それでは、今おっしゃいましたけれども、ヘルパーさんを使ってお掃除のヘルパーさん週1回頼んだり、その中で買い物のヘルパーも、そういうのは今までどおりやっていって大丈夫なのですか。そういうのはまた違いますか。

○高橋善彦介護福祉課長 訪問介護におけるホームヘルパーの事業については、通常どおりというような考え方で結構でございます。

○澤谷淳子委員 理解いたしました。ありがとうございます。

それでは、同じく209ページの短期集中予防サービス事業についてお伺いいたします。

こちらは平成29年度は利用者ゼロということで、30年度は7名ほどいたのですけれども、今回

の利用者の状況はどうだったのでしょうか。

○高橋善彦介護福祉課長 短期集中予防サービス事業における今年度の利用状況でございますが、こちらにつきましては、要支援認定者及び基本チェックリストにより生活機能の低下が見られた方が対象となっております、こちらの31年度の利用実績は3月現在で1名のみという形になってございます。

○澤谷淳子委員 本当に利用者がなかなか伸び悩んではいるのですが、減額の理由などはそういうこともあるのでしょうか。

○高橋善彦介護福祉課長 減額の理由ですけれども、実績を勘案しまして事業費のほうは若干減少されているというところでございます。

○澤谷淳子委員 それでは、1名は利用したのですが、その後の状況などはどうなっているのでしょうか。

○高橋善彦介護福祉課長 サービスを利用された方のその後の状況でございますが、サービス終了後には閉じこもりがちであった利用者がリハビリ専門職との関わりによりまして、要支援、要介護における訪問リハビリテーションや通所介護事業につながっているケースが多い状況でございます。

○澤谷淳子委員 了解いたしました。

それでは、211ページの介護予防教室等の事業についてお伺いいたします。

こちらは逆に予算がかなり増えたのですけれども、その理由をお伺いいたします。

○高橋善彦介護福祉課長 介護予防教室等事業の事業費の増額理由でございますけれども、令和2年度におきまして、従来までの取組に加え、来年度から呼吸法によりぜんそくの改善や嚥下機能の向上等の効果が期待されるスポーツ吹き矢教室を、市内のコミュニティーセンター2カ所で開催する経費を新たに計上しているところでございます。

また、介護予防実施時における使用されております車両の更新も予定しているところでございます。この2点が大きな増額の要因となっております。

○澤谷淳子委員 よく吹き矢をやっている方で本当に健康にいいのだということも聞きましたので、すごくいいことなのではないかなと思います。

それで、最後に213ページの認知症初期集中支援推進事業についてお伺いいたします。

こちら平成30年度は、5事例だったということで昨年もあったのですが、今回の利用状況はどうだったのでしょうか。

○高橋善彦介護福祉課長 認知症初期集中支援事業における昨年度対応したケースですが、平成31年度につきましては4事例、4ケースを対応させていただいているところでございます。

○澤谷淳子委員 やはりこちら4事例あったということですが、昨年もこの事業につながる体制の構築が重要ということも言われていたのですが、その4事例のことも含めましてどのような状況でしょうか、今現在は。

○高橋善彦介護福祉課長 この4事例についてでございますが、お亡くなりになられた方や施設に入所された方、今通院をされている方というような形の状況でございます。

○澤谷淳子委員 それで、その中に認知症カフェをやりたいとか、昨年認知症予防教室もやっていきたいというような御答弁だったので、認知症カフェはもうチラシとかも入ってやっているのはよく目にするのですが、認知症予防教室の開催とかはあったのでしょうか。その中でやっていたのでしょうか。

○高橋善彦介護福祉課長 認知症予防教室の開催ですが、こちら31年度につきましては、70名の方が参加されまして開催をしたところでございます。

○澤谷淳子委員 それでは認知症カフェも予防教室も開催しているということで、またこの推進事業、また引き続きやっていっていただきたいと思っております。

私の質問は以上です。

○立崎聡一委員長 次、古田委員。

○古田純也委員 予算説明書159ページ、受診率向上支援等共同事業負担金についてお伺いいたします。

事業目的は早期発見、早期治療により、医療費の抑制という狙いを見ているが、受診率アップのためには本人が緊急性を感じたり、危険感を持ったりしないとなかなか受診行動に移さないというのが現実だと思います。事業の肝は受診していただくことなので、最終的に受診を促したはがきを送るということですが、本当に、はがきを読んだ

だけで受診するのか、内容をお伺いいたします。

○江口優一戸籍保険課長 受診率向上支援等共同事業についてですが、令和2年度から北海道国民健康保険団体連合会が事業を担っており、国保連と実施企業が委託契約を取り交わし、参加を希望する市町村が国保連に負担金を払って実施企業から特定健診の受診率向上に向けての助言や作業の提供を受けるものとなっています。

作業としましては、実施企業が持つノウハウを活用して特定健診の受診を促すはがきを作成、送付することですが、被保険者の状況、性別や年齢別のほか、今まで一度も特定健診を受けたことがない人や前回特定健診を受けたとき、生活習慣病の疑いがあったにも関わらず病院にかかっていないなど、過去の特定健診の状況や病院からのレセプトのデータをもとに、実施企業が開発したAIを活用して、例えば、健診でわかる主な病気の兆候の一覧など、より効果的な勧奨内容を5種類のパターンから選別して送付することで、受診対象者に訴えかけていきたいと考えております。

○古田純也委員 その大変気になる5種類のパターンという部分なのですが、内容がわかればお伺いいたします。

○江口優一戸籍保険課長 先ほど説明しました健診でわかる主な病気の兆候ですとか、あとは例えば病院、どこで受診ができるかですとか、あとは特定健診によってどういう病気がわかるのかですとか、そういう内容となっております。

○古田純也委員 私も大変健康には気遣うほうなのですが、やばいなという感じる内容だというふうに理解いたしました。

続きまして、205ページ、福祉用具の購入についてお伺いいたします。

1割の負担で福祉用具を購入できる事業だという認識をしております。

購入できる福祉用具の縛りや購入限度額、基準がありましたらお伺いいたします。

○高橋善彦介護福祉課長 福祉用具購入に係る内容でございますが、こちらにつきましては貸与になじまない入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入した場合に、購入費を支給するものでございます。

購入費の上限につきましては、年間10万円を限度とするものでございまして、負担割合につきましては所得に応じまして1割負担から3割負担と

というような形になってございます。

○古田純也委員 高齢者介護も年々増加傾向だと思えますが、今後の見立て、事業費などどのようにお考えですか。

○高橋善彦介護福祉課長 実績でございますけれども、今年度の見込みとしまして149件を見込んでおります。

近年の平均からしまして、大体横ばいというような形で推移はしてございますので、実績等を勘案しながら予算のほうを編成していきたいというふうに考えております。

○古田純也委員 理解しました。

続きまして211ページ、介護支援ボランティアポイント事業についてお伺いいたします。

ボランティアに登録されている方が対象の事業だと認識しております。

昨年から行われている事業での効果がありましたらお伺いいたします。

○高橋善彦介護福祉課長 介護支援ボランティアポイント制度におけます導入の効果でございませけれども、ボランティアの継続と後継者の育成、活動を通じた健康増進、介護予防に対する意識の向上、施設職員の負担軽減、地域における支え合いの充実とコミュニティーの活性化などが考えられまして、これらを通じて元気な高齢者が増え、介護給付費の抑制にもつながるといことが期待されるものでございます。

また、活動されているボランティアさんからは、このポイントを還元します、ボランティア応援券につきまして大変喜ばしいということで伺っているところでございます。

○古田純也委員 大変気になるポイント活用、どのようなところで実際に使われているかというのを伺いいたします。

○高橋善彦介護福祉課長 ボランティア応援券の活用状況でございませけれども、こちら、バス、ハイヤーの乗車料ですとか、あとは拝観施設での入館料、あと総合体育館ですとか、プール、コミセンなどの施設利用料、それから日帰り入浴でも使えるような形のものでございます。

○古田純也委員 大変幅広いところで活用できるポイント制度ということを理解いたしました。

先ほどボランティアの育成という言葉も受けたのですけれども、現在は40歳以上のボランティア登録をされている方が対象だということですが、

例えばボランティア部があるような高校生にも対象を下げるということは考えはありますか、お伺いいたします。

○高橋善彦介護福祉課長 ボランティアの対象年齢でございませけれども、今年度から始まった事業でございませるので、当面この40歳以上というところのくくりを置きながら、他のボランティアさんともいろいろ意見交換をしながら対象年齢の引下げ等々も考えていきたいというふうに考えております。

○古田純也委員 以上で、質問を終わります。

○立崎聡一委員長 次、村椿委員。

○村椿敏章委員 公営企業会計の15ページ、ことしのまちづくりで言えば21ページなのですが、導水管敷設替工事について、昨年度から進めていると思えますが、令和2年度の事業内容はどのようになっているのか伺います。

○吉田憲弘上水道課長 令和2年度の導水管更新の事業内容についてでございませですが、平成31年度に引き続き、稲富地区の総延長約4,000メートルの未更新区間のうち、第1、第3水源系の口径500ミリ、第2水源系の口径400ミリの導水管延長1,200メートルにおいて敷設替工事を予定しております。

事業費としては、工事費2億7,500万円のほか、令和3年度の工事に使用する水道用鋼管を調達するための材料費9,600万円を計上しております。

○村椿敏章委員 昨年はたしか500メートル程度の工事だったと思うのですけれども、今年1,200メートルと、倍の延長になるのですけれども、発注時期や工事時期についてわかればお示しください。

○吉田憲弘上水道課長 31年度もそうでしたが、令和2年度についても、導水管の水道用鋼管の発注を行いまして、秋に鋼管が納入されて秋口から冬にかけて工事を行うような形になっております。

○村椿敏章委員 秋からまた工事が始まるということですね。わかりました。昨年と同じような形になるということがわかりました。

それで、稲富地区の今後の全体の計画はどうなっているのか伺います。

○吉田憲弘上水道課長 稲富地区については、今後令和3年度、4年度において、令和2年度と同

程度の延長の敷設替工事を行い、水圧試験等の確認を行った上で令和5年度の供用開始を計画しております。4年間の事業費については、計約10億5,000万円を見込んでおります。

○村椿敏章委員 わかりました。

導水管の整備、大切な事業だと思しますので、随時進めていただきたいと思えます。

次に、新型コロナウイルスの影響についてですが、今回のウイルスの関係で水道料金のほうにも影響が出ていると思うのですが、昨年同時期と比べてどのような状況か伺います。

○脇本美三水道部長 新型コロナウイルスの影響、水道料金への影響という御質問でございますけれども、コロナウイルスの感染症の流行による外国人等の観光客の減少や、北海道における緊急事態宣言を受けて外出や自粛による影響がございます。

現在、ちょうど3月の検針のデータの集計が順次行われている段階でして、全てのデータが出そろっているわけではないのですが、現段階で確認できたものとしたしましては、2月検針日から3月検針日までのデータの変化につきまして、前年度同期と比較をいたしますと、一部のホテルで若干の水量の減少が見られますが、全体としてはおおむね現段階では同程度となっております。

また、小学校、中学校では、市内の中学校でおおむね平均で9%程度の水量の減少が見られ、市内の小学校では数%から多いところでは46%の減少が見られます。これは学校給食の共同調理場を有する小学校への影響が大きいものと思われまます。学校関係でいきますと、使用料への影響はおおむね15万円程度となっております。

また、観光施設等におきましては、10%から20%の減少となっております、影響額については料金で8万円程度、これは上水道料金ですが、8万円程度ということでございます。

一方で、休校ですとか活動自粛のことで、御家庭にお子さんや家族が長くいるということもあって、手洗いやうがいの励行というようなこともありまして、家庭用の水量が増加する要因もあると思われまますけれども、それは限定的であろうというふうに考えています。

いずれにいたしましても、今回の検針以降、今後の使用水量の動向に注視をしてみたいと考えております。

○村椿敏章委員 これから影響が本格的に出てくると考えているということですね。

今、ホテルなどへの影響もあるということですが、今、事業者からの支払いを遅らせてほしいというような相談などはあったのでしょうか。それから、あった場合の対応はどのように考えているのか伺います。

○脇本美三水道部長 コロナウイルス感染症の影響で、収入ですとか売上げですとか、そういったものが減少して、水道料金等の納入に支障が出るような場合のことだというふうには思いますが、現時点ではそうした相談や問合わせというのはございません。

仮に今後水道料金の納入に遅れが出るけれどもどうしたらいいとか、そういうような相談があった場合には個々の事情に応じて柔軟に対応していきたいと考えております。

○村椿敏章委員 今回の新型コロナウイルスの影響はかなり大きいと思えますので、今までにないような対応も必要となると思えます。ぜひよろしくお願ひしたいと思えます。

次の質問に移ります。

下水道についてです。

79ページ、下水道工事の工事請負費4億1,000万円、そのうちの中で、圧送管の二条化というのがあったと思えますが、この圧送管二条化の全体的な計画の概要をお示してください。

○中村昭彦下水道課長 圧送管の二条化につきまして、本年度より新たに予算計上しているところでございます。

圧送管を二条することにより、緊急時の漏水や修繕、メンテナンス時に汚水を止めることなく切替えをして汚水を流すことができるという利点がございます。

当市の下水道管の圧送管の総延長は51キロメートルあります。マンホールポンプ所間の距離が500メートル以上、腐食の影響が懸念される圧送管の延長は37キロございます。この圧送管について、二条化する計画でございます。

このマンホール内の内部のはけ口が、腐食していることが確認されている箇所や地形で下り勾配で、硫化水素が発生しやすい幹線管渠である右岸幹線、呼人幹線、卯原内幹線の約10キロを10年で優先的に整備をし、その後に残りの27キロを順次整備を行っていく考えています。

○村椿敏章委員 二条化というのは、今ある管にもう1本加えると、それで二条化ということですよ。

それで、今年の事業なのですけれども、今年の事業については1億9,700万円という金額が出ていますが、今年の概要について伺います。

○中村昭彦下水道課長 今年の令和2年度の事業概要でございますが、二条化する箇所に関しては卯原内幹線、昨年自転車道路ののり面崩壊を起こした箇所付近で、元ドライブインの238があったところから、三眺の湖眺橋の麓にある駐車帯の区間を予定しております。

○村椿敏章委員 わかりました。

私も下水道に関わった者として呼人、卯原内、大切なライフラインですから、職員の方も大変だと思いますけれども、早急な整備をよろしく願います。

次の質問に移ります。

網走港整備特別会計についてであります。

まず最初に、歳入はどのようなものがあるのか、使用料あるいは上屋の料金などについて伺いたいと思います。

○梅津義則港湾課長 網走港の歳入科目についてでございますが、用地使用料、上屋使用料、給水施設使用料、土地売払収入、貸地料がございます。

○村椿敏章委員 それでは、その料金がそれぞれどれくらいになるのでしょうか、伺います。

○梅津義則港湾課長 今年度の決算見込みの数値になりますが、用地使用料が2,831万1,000円、上屋使用料が1,787万7,000円、給水使用料が140万円、土地売払収入が282万5,000円、貸地料が1,846万4,000円でございます。

○村椿敏章委員 わかりました。

次に、網走港の港湾計画ですけれども、昭和53年の当初は計画の目標というのは、外貿で50万トン、内貿で1,700万トン、ここから始まっています。昭和63年に目標を外貿80万トン、内貿2,000万トンまで引き上げました。しかし、その後何度か下方修正して、平成21年度には外貿20.6万トン、内貿64.6万トンにまで計画を引下げております。

そこで伺いますが、昨年度の計画に対する実績と利用率はどうなりますか、伺います。

○梅津義則港湾課長 平成31年1月から12月まで

の1年間の速報値になりますが、外貿におきましては計画20万6,000トンに対しまして実績で約8万9,000トン、計画の約43.2%、内貿につきましては計画が64万6,000トンに対しまして実績が31万3,000トン、計画の約48.5%、合計で計画が85万2,000トンに対しまして実績が約40万2,000トンで、計画の約47.2%になっております。

○村椿敏章委員 わかりました。今の現在の利用率は、半分まで行っていないということがわかりました。

それでは伺いますが、平成31年度の土地の売却というのはどれくらいあったのか伺います。

○梅津義則港湾課長 現時点で平成31年度の土地の売却実績というのはございません。平成31年度の収入額としては、以前契約いただいた方の分割納入がございましたので、その分の282万5,000円が歳入となっているところでございます。

○村椿敏章委員 わかりました。

今年、令和2年度はどうするのかというところだと思っておりますが、この会計は土地が売れなければ成り立たないわけですから、今年度の取組、どんな売却のために努力をされるのか、もし考えがあれば伺います。

○梅津義則港湾課長 先ほども申し上げたとおり、現時点で購入が決まっている方はいないわけでございますが、何件か漁業者などからの購入の相談がございます。また、再生可能エネルギー関連の企業からも問い合わせが来ておりますので、新年度で購入していただけるように取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○村椿敏章委員 すみません、今よく聞こえなかったのですが、再生可能エネルギーの企業とあどこからの相談があったのでしょうか。

○梅津義則港湾課長 漁業者でございます。

○村椿敏章委員 わかりました。

漁業者、それから再生可能エネルギーの事業者から相談があったということですね。

それでは、未売却の土地ですが、今現在どれくらいあるのか、それから赤字という繰上充用金は幾らになるのか伺います。

○梅津義則港湾課長 網走港における処分可能な土地の総面積は22万447平米で、そのうち現在まで売却済みの土地の面積が10万1,425平米、今後売却可能な土地面積は11万9,021平米となっております。差引き誤差の1平米については、分割

登記をした際の調整面積となっております。

仮に売却可能な11万9,021平米全部が、大面積特例の40%減額で売却した場合の金額は、約13億4,970万円になります。

平成31年度決算の赤字見込額、繰上充用金でございますが、10億8,152万円の見込みですので、全部土地が売れた場合には赤字の解消が見込める状況というふうに考えております。

○村椿敏章委員 今のところ、差し引きすると若干の黒字があるということですね。

それで、新年度の土地購入が幾つか打診があるということですが、これについてはどんどん進めさせていただきたいと思っております。

この網走港整備特別会計についてですが、当初から計画そのものが大きいということ、それから当時安藤市長が100年後のことを考えれば大丈夫だというふうに言っておりましたけれども、しかしそんな簡単なものではないと思っております。

そういう意味では、この状況が続いていけば、第2の能取になりかねないということでありまして、非常に危機的な状況も実際は抱えていると考えます。これから土地売却について、しっかりとした取組を求めていきたいと思っております。

次に移ります。

次に、能取漁港整備特別会計についてであります。

平成31年度の土地の売却が今回の補正であったと思っておりますが、件数と面積、金額について伺います。

○渡部貴聴水産漁港課長 平成31年度の土地の売却の実績についてでございますけれども、平成31年度は民間2社への売却がございまして、売却総面積は1万4,115平米、売却金額につきましては3,969万4,175円となっております。

○村椿敏章委員 わかりました。

それでは、平成31年度の一般会計からの繰入額と、これまでの総額について伺いたいと思っております。

○渡部貴聴水産漁港課長 平成31年度の一般財源の繰入額につきましては、1,764万円の予算となっております。それで、こちらにつきましては、今後まだ決算が決まっておりますので、詳細はまだ決まっていないのですけれども、現状では1,764万円という形になっております。

今までの繰入額の総額なのですけれども、こち

らにつきましては26億5,000万円、約なのですけれども、となっております。

○村椿敏章委員 26億5,000万円、これだけ税金が投入されているということがわかりました。

それで、毎年伺っていますけれども、現在の未売却地の面積、それから全部売れたとした場合の金額、今後の売却の見通しについて伺います。

○渡部貴聴水産漁港課長 まず、現在の未売却地なのですけれども、能取工業団地におけるそもそもの処分可能な土地の総面積、こちら49万6,000平米、約なのですが、ございました。現時点で、約43万平米、87%の処分が完了してございまして、未売却地につきましては6万2,000平米、正確に言いますと、6万2,278平米売却可能な面積が残っております。

それで、こちらの未売却地を全て売却した場合なのですけれども、現在の標準の売価3,500円なのですけれども、こちらを未売却地の面積に掛けますと2億1,797万円となります。現状の累積赤字としての繰上充用金、こちら31年度末見込みなのですけれども、1億9,905万円となっております。となりますので、この売却単価3,500円で売った場合には、約1,892万円の黒字となります。

しかしながら、当該団地につきましては、こちら大面積の割引がございまして、仮に今年度の売却の平均単価なのですけれども、こちら2,812円となっております。この単価で計算しますと、全て売った場合に1億7,512万円となりまして、約2,393万円が赤字として残ることとなっております。

最後に、次年度の土地の売却の見込みについてなのですけれども、現在のところ、引き合いは来てございません。ただ、既存の団地の着業者からの買い増し、それから能取のバイオマスがいい例だと思っておりますけれども、全庁横断的な取組をした中で、積極的な今後の売却に努めてまいりたいと思っております。

○村椿敏章委員 わかりました。

いずれにしても、土地が売れなくてはだめだということのはっきりしております。引き続き努力をしていただきたいと思います。

能取漁港に至る経過は、昨年もお話ししましたけれども、そもそも昭和44年1月に第4種の能取漁港の指定を受けました。45年8月に起工式が行

われ、当時は非常に漁業が盛んでした。しかし、昭和52年に領海の12海里、漁業専管水域200海里が導入されました。北洋海域からの撤退が余儀なくされ、漁業を取り巻く状況が一変しました。この時点で能取漁港の展望は失ったと、私たちは思っており、その当時の私たちは能取漁港をつくっても水産加工業者そのものが移転する資金もなく、移転できないという加工業者の話も聞いて、これ以上の推進をしてはだめではないかということ指摘しながら、この開発行為そのものの中止を求めています。

昭和49年の単年度収支で見ると、1,196万円の赤字であります。51年には8,893万円ということからも、ここで背後地の造成などの開発行為をやめていけば全く違う状況があったと思います。しかし、私たち日本共産党以外の政党や議員が推進を主張しておりまして、港の背後地の開発を続けてきました。その結果、平成10年度には56億4,967万円まで赤字が増えていったというのが、これが能取漁港の歴史であります。

繰上充用金という赤字、これがまだ2億円弱あるということでもあります。全部売却したとしても赤字になるということですが、これまでの経過も含めて25億4,000万円もの血税をつぎ込んだ会計は、極めて問題のある会計であるというふうに私たちは考えております。これからも引き続き土地の売却について努力していただきたいと思いません。よろしく願いいたします。

以上で、質問を終わります。

○立崎聡一委員長 次、近藤委員。

○近藤憲治委員 それでは、私からは介護保険特別会計の生活支援体制整備事業についてお伺いをいたします。

これ継続的に取り組まれている事業かと思えますけれども、これまでの事業の経過と令和2年度の事業展開の見通しをお伺いいたします。

○高橋善彦介護福祉課長 生活支援体制整備事業におけます事業経過と令和2年度の事業展開でございますが、平成29年度から社会福祉協議会における地域福祉会議を第1層協議体に位置づけるとともに、第2層協議体につきましては地域に既存する組織をベースとしまして、15圏域で展開することで進めております。

現在の実施状況でございますが、15圏域の全ての地域関係者に対する趣旨説明を終えまして、14

圏域で今後の進め方や課題の抽出などの意見交換を行っております。

令和2年度につきましては、意見交換を行っていない地域や町内会連合会の未加入、さらには町内会の空白地域などへの継続的な働きかけと既存する地域組織とのさらなる協議が必要と考えているところでございます。

また、今後におきましても、各地域の実情にあわせ、高齢者を支援する仕組みづくりや課題解決、さらには地域コミュニティーの強化が図られるよう地域関係者及び関係機関並びに庁内関係部署と連携を図り、事業を推進してまいりたいというふうに考えております。

○近藤憲治委員 今御答弁をいただきましたけれども、各地域で圏域で話をし、これからまさに具体的な形をつくっていくという段に入っていくかと思えますけれども、今お話いただいたような、この事業が目指している目的でありますとか、また具体的な在り方を地域にきちんと落とし込んで、そしてまた、地域サイドから自発的なアクションでありますとか、アイデア出しを促していく視点というのは極めて重要であると考えておりますけれども、新年度の事業遂行に向けての考え方、そのあたりと関連してお持ちであればお示しいただきたいと思えます。

○高橋善彦介護福祉課長 地域における自発的なアクションやアイデアの促しといったところでございますが、この事業の重要な部分であると考えておりますので、行政側から押しつけるというような形ではなく、各地域における課題や社会資源等をしっかり把握していただき、行政がやるべきこと、事業者でなければできないこと、地域にできることなどを協働により見極めながら自発性を促していきたいというふうに思っております。

また、多様な主体との関わりにつきましては、国が示している地域包括ケアシステム構築の考え方であり、現在活発に活動されています大曲地区を中心とします西地区地域活動推進協議会では、まさしく住民のほか民生委員はもちろんのこと、ボランティア団体や地域の民間事業者、介護施設、日体大高等支援学校、郵便局などで構成されているところでございます。

ほかの地区につきましても、民生委員や老人クラブ、ボランティア団体に声かけをいたしまして、参画をいただいているところでございます。

今後につきましても、地域との意見交換を進める中、必要に応じて、他職種連携や様々な主体が参画した体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

○近藤憲治委員 多様な主体を関わらせてという部分も既に御答弁をいただきましたので、考え方としては理解をさせていただきました。

静岡県の掛川市でありますとか、道内旭川市、類似の事例を見ますと、本当に多様な団体、個人、企業が関わることで、こういった事業がうまく回っていくという事例が多くございますので、その認識はともにできたということで理解をいたしました。

最後でございますけれども、こういった類いの事業を推進していくにあたっては、今具体的に取り組まれている流れを見ていると、コミュニティーセンターでありますとか、住民センターを地域の困り事の集約と、それから地域住民が支え合って解決策を生み出していく拠点としていこうという考え方があるように見受けられますが、そういった地域ごとの情報の共有でありますとか、また、発信の支援をしていくという視点も併せて大事だろうというふうに考えております。特に支援の対象となりますお年寄りというのは、スマホを持っていない、自宅にはファクスがない、さらに言うと、回覧板がなかなか回っていかないというような地域ごとの実情もあるかというふうに思います。なかなか情報の共有が難しい地域というものも見受けられますが、市としては防災で配布しているラジオの活用のほか、さらに細やかな範囲で情報共有の在り方をモデル的にでもいいので確立していく考え方も併せて重要だと考えておりますけれども、新年度の事業の推進にあたっての考え方を伺います。

○高橋善彦介護福祉課長 地域ごとの情報共有と発信の支援でございますが、これまでも第2層協議体の中で出された課題や話し合った内容などを、参加されていない方へ知っていただくため、チラシを作成し、市の広報誌に地域限定で折り込み、意見交換の場への参画を促すなど、周知に努めているところであります。

今後におきましても、各地域における情報の共有や発信は重要であると認識しておりますので、それぞれの地域に合った方法で情報発信をしたいというふうに考えております。

○近藤憲治委員 終わります。

○立崎聡一委員長 ここで、暫時休憩します。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

○立崎聡一委員長 休憩前に引き続き、再開します。

質疑を続行します。

松浦委員。

○松浦敏司委員 できるだけ簡潔に行いたいと思います。

初めに、市有財産特別会計についてであります。

歳入で借地料930万9,000円、土地建物貸付料231万8,000円とありますが、主にどういったところからの収入なのか伺います。

○古田孝仁財政課長 市有財産特別会計におきます借地料及び土地建物貸付料の内容についてでございますが、主な内容につきましては、借地料のほうにつきましては、駐車場等の民間への貸付けの部分が3分の2、あと公売用地と官公庁向けに貸しているものが200万円程度、あと電柱、NTT電話の柱分として20万円程度、その他一時的に貸付けするものとして35万円程度と見込んでいます。

○松浦敏司委員 わかりました。

次に、平成31年度、令和元年になりますが、調査件数と結果について伺います。

○古田孝仁財政課長 31年度の潮見団地の傾きの調査の件数の件だと思っておりますが、家屋の調査につきましては9月に3軒を実施しております。内訳といたしましては、区域内のものが2軒、あと隣接区域のものが1軒を行っております。

その結果でございますが、3軒とも傾きの変化は生じていないことから小康状態が続いているという認識でございます。

○松浦敏司委員 最近聞くと、安定しているのかなというふうにも思います。

次に、平成31年度の事業の見込みとこれまでの事業総額について伺います。

○古田孝仁財政課長 31年度の潮見住宅団地の事業の見込みでございますが、予定しておりました移転補償ですとか家屋の修繕、土地、建物の買取りのほうはございませんで、家屋の傾き調査のみ行ったところでございます。

これまでの総額といたしましては、昭和59年から平成31年の決算見込みまでの36年間の累計といたしましては、24億3,000万円と見込んでいるところでございます。

○松浦敏司委員 大変な額が使われているということでもあります。

次に、要観察地、それから隣接地域というのは、今後も一定期間はやはり監視していかなければならないというふうに思うのですが、その辺でのお考えを伺います。

○古田孝仁財政課長 区域内も含めまして、要観察地域でありましたり、潮見の7丁目の区域でありましたり、そちらにつきましては、その時期につきましては土地のほうを買い取るというようなもの、あとランクに応じて補償するものといういろいろ区分けがされておりますが、その時期につきましては、それぞれ皆さんの生活がございしますので、それぞれに合わせながら、御要望、時期に合わせて対応してまいりたいと考えているところでございます。

○松浦敏司委員 わかりました。

市有財産特別会計というのは、本来であれば利益を上げるような会計でもあるかというふうに思うのですが、この潮見住宅団地の軟弱地盤の問題というのはそもそも始まりが市が分譲した土地の一部のところ、とりわけ、今地盤沈下しているところというのは、本来住宅地ではなくて公園用地というふうにして、当初そこは使わないということだったので、そこを結果としては埋立てをして、その前段の調査というのが十分なされていなかったのかもしれないと思いますが、結果としてそこを分譲地として売り出したということで、その結果、家を建てたけれども、それが数年後には夢が崩れるような出来事ということで家が傾き、壁にひびが入り、そこに住むことさえできないという家が次々と現れたというようなことで、非常に入居者にとっては大変な思いだったというふうに思います。そういう意味では、市の責任は重大だというふうに言わざるを得ません。

この間、24億3,000万円を超える巨額のお金を投入して対応してきたのは、これはもう補償するという点ではやむを得ないし、それは当然のことだというふうには思います。今後とも被害に遭った市民への丁寧な対応が求められているというふうに思います。

私どもは、この補償するという点でのお金の使い方については賛成できるわけですが、しかし、やはりそもそも、私が述べたように、そもそも始まりが大変大きな問題を抱えているということで、これまでも反対をしてきたわけでありまして、いずれにしてもそういった問題のある会計だということ指摘しておきます。

次に移ります。

国民健康保険特別会計です。

2018年度から都道府県化がスタートして2年がたちました。国は毎年3,400億円の公費の投入を行っております。昨年と同様に国保料の法定減額適用者数に応じて、自治体に配分する低所得者に1,664億円、自治体の責めによらない要因に対応する財政調整機能への800億円、高額医療費に対する財政リスクの分散軽減に60億円を計上しています。財政安定化基金は2018年度から積立総額が2,000億円となり、2020年度も維持されているようであります。骨太2019年には、自治体の法定外繰入削減や保険料徴収強化の努力が足りない場合に備えて、自治体への交付金の減算、つまり罰金的な措置が必要だというふうに明記しました。

このようなやり方は到底許されるものではないと、私どもは考えます。

そこで、質問に入りますが、まず最初に、予算書の歳入で保険料が前年度より268万8,000円のマイナスの予算となっておりますが、その理由について伺います。

○江口優一戸籍保険課長 令和2年度の保険料の減額の理由についてでございますが、令和2年度の国民健康保険料の保険者数について、平成31年度と比較して人数で785人、世帯で107世帯減の7,812人、4,770世帯と見込んで試算しており、被保険者数等が減少したことにより保険料も減額になると考えております。

○松浦敏司委員 人口減少もありますし、加入者が減っていくというのはわかりました。

次に、高過ぎる国保料とずっと言われ続けておりますけれども、昨年も賦課限度額が上がりまして、3万円ほど上がったと思いますが、今年も上がりそうで心配をしているのですが、多分6月議会に提案されるのかと思いますが、今のところの見通しについて伺います。

○江口優一戸籍保険課長 国民健康保険料の法定賦課限度額につきましては、現在の合計96万円か

ら令和2年度に医療分を2万円引上げして63万円、介護納付金分は1万円引上げして17万円になり、合計3万円引上げで総額99万円になることが国の政令で決定されております。

当市では、低所得者層、中間所得者層の負担を軽減する目的で、平成17年度から法定限度額と同額となるよう条例改正しており、令和2年度におきましても、5月に開催予定の国民健康保険事業の運営に関する協議会において、平成31年度決算状況、平成31年の所得状況などをお示しした上で御審議いただき、その結果をもって条例改正案を提出したいと考えております。

なお、限度額となる世帯の所得につきましては、厚生労働省が平成29年度全国平均保険料で試算した結果では、4方式で所得で900万円以上となっております。当市ではおおむね360世帯が該当するものと考えており、3万円引上げにより約1,000万円ほど保険料が増えるものと考えております。

○松浦敏司委員 およそ100万円になると、介護保険も含めるとということで、大変重たい保険料だということであります。一定程度の所得がある方は賦課限度額に耐えられるというふうに思いますが、ぎりぎりそこに到達した所得層の人にとっては非常に辛い、重たい保険料になるというふうに思います。

これまでも私どもは指摘をして、一定の所得のある方はある程度上がっても、それは全く問題はないわけですが、今問題なのは高額所得によって賦課限度額が上がることによって平準化するということで、そういった効果は当然あるのだというふうに思いますが、結果として一番この中でしわ寄せが来るのが、いわゆる軽減のない層、中間層と言われる人たちが、やはり収入の割には負担が重いと、こんなふうに私どもは思うのですが、原課としてはどんなふうにお考えでしょうか。

○江口優一戸籍保険課長 当市の実際に滞納されている方の状況等を見ますと、平成30年度においては、滞納世帯は548世帯となっており、総世帯数の9%となっております。また、所得が150万円以下の滞納世帯が320世帯で、滞納世帯全体の58.4%を占め、所得が300万円以下となりますと、464世帯で全体の84.7%を占めている状況になります。以上からも、やはり低所得者に対し

ての滞納率が高いということで、それぞれの世帯においては負担が高いというふうに考えております。

○松浦敏司委員 軽減策がない層の人たちはやはり大変だというふうに思います。

その意味でも、やはり国民健康保険という名前がついているわけですから、やっぱり国がもっとここに国費を投入するというふうにしなければ保険料は下がらない。協会けんぽは事業者負担というのがありますから、そこで折半するというのですけれども、国保はそれがない。ないのであれば、国がその分を出すと。だから、国民健康保険という名前がつくのだろうというふうに私は思います。

地方公共6団体なども国に対して1兆円規模の国費投入を求めているのは、やはり協会けんぽ並みにするためには、国が1兆円投入しないとできませんと、そういうことを求めているのだろうというふうに思います。それはそれ以上課長に言っても答えようもありませんから、これは私の意見です。

次に移りますが、現在の基金残高について伺います。

○江口優一戸籍保険課長 令和2年2月末現在の国民健康保険事業準備基金の残高は、2億5,988万円となっております。

○松浦敏司委員 今年、国保料が改定になるということですから、この基金の一部はやはり一定程度保険料の引上げを抑えるために使っていくべきだというふうに思うのですが、おおよそいいのですが、どの程度使う予定なのか伺います。

○江口優一戸籍保険課長 令和2年度の国保料の決定はこれから決まることですが、一応資産割につきましては令和2年度も減額、段階的に減額するという方向で考えております。

そのときに、資産割を現在平成31年度よりもさらに下げた場合を試算した結果、ほかの保険料をなるべく上げないでやったときに、大体2,000万円ほど不足するのではないかとというふうに試算になりましたので、令和2年度におきましては、基金から当初から2,000万円を繰り入れをするという形で当初予算を組んでおります。

○松浦敏司委員 とりあえずわかりました。

次に、収納率と滞納状況と差し押さえの状況に

ついて伺いたいと思います。

○江口優一戸籍保険課長 過去3年間の収納率の推移でございますが、平成28年度の現年度分は94.56%、滞納繰越は20.07%、合計84.61%、平成29年度は現年度が95.04%、滞納繰越は19.37%、合計84.71%、平成30年度の現年度は95.46%、滞納繰越は22.90%、合計85.26%。現年度分につきましては、過去3年間、毎年収納率は向上しております。

滞納者の状況につきましては、先ほどちょっと一部御説明しましたけれども、滞納世帯では平成30年度におきましては、滞納世帯が548世帯、総世帯の9%となっております。

また、差し押さえの件数でございますが、平成28年度は151件、平成29年度は163件、平成30年度は180件となっております。

○松浦敏司委員 わかりました。

それで、現年度の収納状況というのは微増になっていっていると、その辺の努力はわかりました。

差し押さえも30年では180件ということですが、主に差し押さえたものというのはどういったものでしょう。

○江口優一戸籍保険課長 平成30年度の差し押さえの内訳でございますが、預貯金が101件、自動車税還付金が5件、国税還付金が34件、生命保険金解約返戻金が14件となっております。

○松浦敏司委員 そういう意味では、生活費を削って納めるというようなことでなく、一定程度の支障のない、暮らしに支障のない部分で差し押さえというふうに捉えさせていただきます。

次に、健診助成事業について、その内容について伺いたいと思います。

○江口優一戸籍保険課長 令和2年度の健診助成事業1,737万円の内訳でございますが、人間ドックへの助成金、これは単価2万4,000円を250人分で600万円、脳ドックへの助成金、単価2万4,000円の350人分で840万円、合計1,440万円。このほかにミニドックにおける各種がん検診への助成金として297万円、合計1,737万円となっております。

○松浦敏司委員 わかりました。

非常に健診というのは大事なものだというふうに思いますので、引き続き努力をしていただきたいと思いますが、次に特定健診についてでありま

す。

先ほど他の委員からも質問があったかと思うのですが、特定健診の受診率について、全国、全道、それから当市の状況について、わかればお示しいただきたいと思います。

○江口優一戸籍保険課長 当市の特定健診の受診率の推移でございますが、平成28年度は25.4%、平成29年度は23.4%、平成30年度では25.1%となっており、前年度から1.7ポイント向上しております。

北海道平均につきましては、平成28年度で27.6%、平成29年度で28.1%、平成30年度で29.5%となっております。

全国平均につきましては、平成28年度で36.6%、平成29年度で37.2%、平成30年度で37.9%となっており、平成30年度は、多少上がりましたがけれども、まだ全道、全国と比べまして低い状況にあります。

○松浦敏司委員 なかなか伸び悩みといいますか、この辺それなりに原課としては努力をしているのだと思うのですが、なかなか上がらないというのは、これはいわゆる市民がこの特定健診についての認知がまだ足りないと、こんなふうに、そんなことからなかなか上がらないというふうに捉えていいのでしょうか。

○江口優一戸籍保険課長 特定健診の受診率向上のための取組としましては、4月末に全被保険者に受診券を送付し、受診に対する案内を行っております。また、5月の市の広報誌で特集号を組んで周知を図ったり、また、健診のための勧奨はがきを今まで送っております。また、平成28年度からは網走健康マイレージを始めまして、健診に対する取組を行っております。

令和2年度につきましては、先ほど古田委員の質問にもお答えしましたけれども、国保連の事業に参加して新たな勧奨を行っていきたいと考えております。

○松浦敏司委員 どうしても国保の加入者というのは職業が農業、漁業、あるいは自営業というのが大半なのと、あとは年金生活者なわけですけれども、どうしても受診に行き忘れるといいますか、行けなくなってしまうというのはやっぱり自営業とかそういった人が多いのだらうなというふうに思います。農家でいえば春先は忙しいという、漁業者もそうですね。そういった点でなかなか

か苦戦している理由の一つにそういったことがあるのかなというふうに思います。そういった点では、網走なりの特徴があるのだろうというふうに思いますので、そういった人たちが来れるような周知の仕方、あるいは何らかの方策というのを検討していく必要があるかなというふうに思います。

次に、保険料の資産割について、先ほど若干答弁があったかというふうにと思いますが、新年度では資産割について加算するのは最後の年度となるかと思うのですが、どのような負担割合になるのか改めて伺います。

○江口優一戸籍保険課長 資産割についてでございますが、平成30年度の第1回網走市の国民健康保険事業の運営に関する協議会において、資産割は段階的に削減後廃止すべきとの答申を受け、平成31年度、令和2年度で段階的に削減し、令和3年度で廃止する予定となっております。

平成31年度では、医療分の資産割を平成30年度の30.8%から20%に削減しており、令和2年度におきましては運営協議会の答申をもってとなりますが、10%に削減する予定となっております。

○松浦敏司委員 わかりました。資産割は来年、令和3年度からはなくなるということになるのかなというふうに思います。

次に、短期証、資格証についてであります。

まず初めに、コロナウイルスに関わって伺いたいと思うのですが、国保加入者の多くは年金生活者、自営業者、農業、漁業の方々だというふうに思います。今問題になっておりますコロナウイルスの関係で、国保加入者の中でいつ感染するかわからない情勢にあるというふうに思います。そこで、短期証の方で窓口で止め置きしている方が一定数あると聞いておりますが、いざというときにはこれに対応するために、やはりコロナウイルスに対応するため、直ちに短期証の方々には保険証を送付すべきだと考えますが、どのように対応をしているのか伺います。

また、資格証の方々への対応は、国も対応をするように言っておりますけれども、その辺についても伺いたいと思います。

○江口優一戸籍保険課長 2月から4月の3カ月短期証につきましては、現在税務課で未納者との接触を図るために市役所窓口まで取りに来ていただく方で、3月9日現在でまだ取りに来てない方

が35名おりましたが、今回のコロナウイルスがオホーツク管内でも発生したという状況を鑑みまして、3月13日付で全員の方に郵送で送付しております。

また、資格証につきましては、令和2年2月28日付厚生労働省保健局国民健康保険課長から発出された「新型コロナウイルス感染症に係る帰国者・接触者外来の受診時における被保険者資格証明書の取り扱いについて」において、帰国者・接触者外来を設置する保健医療機関及び帰国者・接触者外来において交付された処方箋に基づき療養の給付を行う保険薬局にあつては、国民健康保険の被保険者が帰国者・接触者外来を受診した際に、資格証明書を提示した場合は当月月の療養については当該資格証明書を被保険者証とみなして取り扱うこととされており、医療機関において適正に対応されるものと考えております。

○松浦敏司委員 国もそういった方法をとっていると、それから短期証ももう既に送付したということで大変その辺は評価したいというふうに思います。

次に、国保加入者の自営業者は、とりわけ前段の議論も行われておりましたけれども、相当な打撃を受けているというのは間違いありません。売上げの8割、あるいは9割落ちているというようなこともありまして、この方々への対応というのが必要になってくるだろうというふうに思います。保険料をもう既に完納している人たちにとってみれば、7月から新たな保険料の支払いが始まりますが、いずれにしても当面売上げが回復するには相当時間がかかるのだというふうに思うのですが、私はこの対応として減免制度の緩和といたしますか、そういった形で救済する必要があるのではないかとこのように思うのですが、見解を伺います。

○江口優一戸籍保険課長 保険料、コロナウイルスの発生に伴う保険料等の減額、あるいは減免等のことについてでございますが、令和2年度の国保料につきましては、前年所得、平成31年所得を用いまして算定されます。ですので、今年になってから発生した新型コロナウイルスの影響によって所得が減少したとしましても、令和2年度の国保料には反映されないこととなります。

また、当市の保険料減免制度においても、こういう病気等の発生によって減免をするという規定

はございません。しかしながら、現在厚生労働省から新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策として、様々な内容が発出されているところであり、また、今後も感染の状況に伴い、地域経済及び世界経済の動向を十分注視し、必要な対策はちゅうちょなく講じていくとされておりますことから、今後も情報収集に努め、具体的な対応策等が発出されましたら、迅速に対応してまいりたいと考えております。

○松浦敏司委員 今答弁にあったとおりでと思うのですが、やはり私が言いたかったのは、減免制度はあるということだけでも、いわゆる今年に入って収入が激減しているわけですから、昨年の保険料で、昨年の収入によって保険料は確かに計算されるのだけれども、それをまともに払えと言われれば、加入者によってはそれができない場合があるというようなことなので、そういう対応をする必要があるのではないかというふうに主張したわけです。

国のほうでもそういった方向がありますので、そのことにも期待はしたいと思いますが、私はやはり柔軟な形でそういう方々への相談に乗って保険料の支払いの方法についても含めて、月々の支払いについても払いやすいような方法にするなどの努力は必要かというふうに思います。

次に移ります。

後期高齢者医療についてです。

2年に一度保険料が見直されるわけですが、新年度がその年になるというふうに思いますが、令和2年度の保険料については、既に後期高齢者医療の道のほうで決定しているかと思いますが、どのようになるのか伺います。

○江口優一戸籍保険課長 後期高齢者医療の保険料額の算定につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合で2年ごとに料率の改定を行っており、令和2年度は令和2年度及び3年度の2年分の保険料率となります。

令和2年度、3年度の料率等につきましては、所得割は前年度10.59%から0.39ポイント増の10.98%、1人当たりの均等割額は前年度5万205円から1,843円増の5万2,048円となっております。また、限度額につきましては、前年度の62万円から2万円増の64万円となっております。

広域連合で算定した数値によりますと、1人当たりの平均保険料額は9万4,632円で、前年度保

険料と比較して3,319円増となっております。

○松浦敏司委員 また上がりました。

それで、次に保険料の軽減については、以前の軽減率が変わっているというふうに聞きますが、どのように変わったのか伺います。

○江口優一戸籍保険課長 保険料の軽減につきましては、令和2年度の軽減対象者ですが、平成29年度から保険料軽減特例の見直しにより、均等割の軽減が変更され、平成31年度の8割軽減から令和2年度は7割軽減となっております。また、平成31年度で8.5割軽減だった方は令和2年度で7.75割軽減となっております。

5月以降に所得が確定しなければ正確な人数は把握できませんが、当初予算の段階では7割軽減及び7.75割軽減は約2,670名、5割軽減は約820名、2割軽減は650名と見込んでおります。

○松浦敏司委員 わかりました。

7割軽減とか2,670名でしたか、7割と7.75割がそうだったと。5割が820名というようなことでありました。

いずれにしても、後期高齢者医療というのはやはり高齢者にとっては非常に負担が重いということだというふうに思います。わかりました。

次に、特定健診についてであります。どのような数字になっているか伺います。

○江口優一戸籍保険課長 後期高齢者の特定健診につきましては、平成28年度では13.67%、平成29年度では14.08%、平成30年度は13.45%と、前年度から0.63ポイント下がっております。ちなみに、全道平均でいきますと、平成28年度は13.74%、平成29年度は13.92%、平成30年度は14.24%。全国になりますと、平成28年度で28.0%、平成29年度は28.8%、平成30年度は速報値でございますが、29.4%となっております。

○松浦敏司委員 ここでもやはり当市あるいは全道等も、全国平均からすると相当低いということでもあります。何らかの要因があるのだろうというふうに思います。この辺でも引き続き、健診率を引き上げるために努力をする必要があるかと思えます。やはり早期発見、早期治療というのが何よりですから、その辺での努力が必要かと思えます。

次に、短期証、資格証、差し押さえの状況について伺います。

○江口優一戸籍保険課長 後期高齢者医療の資格

証につきましては、医療機関等への受診機会の確保から交付は行っておりません。

6カ月ごとの短期証の交付件数は、平成29年4月1日現在で19件、平成30年4月1日現在で20件、平成31年4月1日現在で18件となっており、直近の令和2年3月1日現在では18件となっております。

次に、差し押さえにつきましては、平成28年度で6件、平成29年度で7件、平成30年度は11件となっております。

○松浦敏司委員 それで、この差し押さえというのは、どういったものであるのか伺います。

○江口優一戸籍保険課長 平成30年度の差し押さえ件数11件の内訳につきましては、預貯金が9件、国税還付金が1件、生命保険解約金が1件となっております。

○松浦敏司委員 わかりました。いずれにしても、そういう状況にある人がいるということであります。

後期高齢者医療制度そのものがやはり75歳以上の高齢者だけを対象として、いわゆる差別的な医療をするというふうに言われております。こういった制度というのは世界でもまれな制度だというふうにも言われております。それがゆえに一度は廃止するということが決まったわけでありませうけれども、いまだに続いているという制度で、大変大きな問題があるというふうに思っておりますし、高齢者にとって安心して医療にかかれるというような状況にならない、こんなふうな問題点があるのだろうというふうに思います。

最後に、介護保険について伺います。

今年が第8期の策定が始まるというふうに思いますが、この第8期のスケジュール感についてどのように進めていくのか、また策定委員の構成メンバーはどのような構成になるのか伺います。

○高橋善彦介護福祉課長 第8期介護保険事業計画策定に向けた取組でございますけれども、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする第8期介護保険事業計画につきましては、令和2年度より本格的な策定作業に着手することとなっております。

計画策定にあたりましては、網走医師会や薬剤師会推薦の保健医療関係団体、老人クラブ連合会や社会福祉法人の推薦の福祉関係団体、学識経験者、さらには市民公募の被保険者代表で構成しま

す計画策定委員会を設置しまして、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう制度の改正点及び課題を、課題整理を含め議論をしております。

4月に委員会を設置しまして、4回程度の会合によりまして、原案を作成し、介護報酬単価が国により示される令和3年1月以降に3カ年の保険料を算定しまして、3月には最終的な計画内容をお示しできるよう進めてまいりたいと考えております。

○松浦敏司委員 わかりました。

次に、さっきの委員も質問していた部分があるかもしれませんが、予算書209ページの高齢者等さわやか収集事業であります。これは930万3,000円ということで、平成30年度の決算では457万5,000円、平成31年度の予算では741万1,000円となっております。金額が大きく伸びておりますが、その要因についてと、またこの事業はどういう業者が行っているのか伺います。

○高橋善彦介護福祉課長 高齢者等さわやか収集事業における事業費の増加というところでございますけれども、事業費につきましては利用者が増えているというところもございますけれども、地域に、担い手に関しましては地域シルバー人材センターの会員が、今主に担っているところでございます。ただ、シルバー人材センターの会員がないというところもございます。迅速にサービスの提供ができない事例に対応するため、町内会ですとか民間事業所を活用しまして、サービス提供している状況で、この分が増額となっている状況でございます。

○松浦敏司委員 わかりました。

次に、議案第12号の関係でありますけれども、これは拡充事業として介護保険料の負担軽減ということで、65歳以上の低所得者の介護保険料の軽減ということでありますが、12号を読ませていただいたのですが、なかなかよくイメージが湧かないので、ちょっとわかりやすく説明していただきたいと思っております。

○高橋善彦介護福祉課長 介護保険料の負担軽減強化でございますけれども、こちらにつきましては平成27年度から消費税の増税等によりまして、低所得者の保険料軽減強化が図られてきたところでございます。令和元年10月に消費税率10%へ引上げられたことから、低所得者に対する令和2年

度の介護保険料を減額するために、今回介護保険の条例の改正を行うものでございます。

低所得者に対する介護保険料の軽減割合の拡大につきましては、介護保険法等の改正に伴いまして、給付費の5割とは別枠で、消費税を財源とします公費投入により平成27年度から一部実施されているところでございますけれども、先ほど申しましたとおり、昨年10月に実施されました消費税の10%引上げによりまして、平成31年度に続きまして令和2年度におきましても、さらなる軽減措置が図られるところでございます。

内容につきましては、所得段階が1段階から3段階である低所得者の軽減割合を変更し、介護保険料のさらなる軽減を行うものでございます。

○松浦敏司委員 わかりました。

それで、次にサービス医療に伴う負担割合について、3割負担、2割負担について、どれぐらいになっているのか伺います。

○高橋善彦介護福祉課長 第1段階から第3段階の人数ということでお答えさせていただきたいと思えます。

第1段階の対象人数でございますが、2,284人でございます。第2段階につきましては1,132人、第3段階につきましては944人、合計4,360人ということで見込んでございます。

○松浦敏司委員 わかりました。

いよいよ第8期の作成作業が始まるわけですが、現在の基金の残高はどれぐらいになっておりますか。

○高橋善彦介護福祉課長 平成31年度決算が確定しておりませんので、平成30年度末で約1億7,700万円の基金残高となっております。

○松浦敏司委員 この一部を当然使って保険料が一定程度抑えるように、多分考えているのではないかと思いますのですが、この基金というのは本来余り残らないほうがいいのだろうというふうには私は思えます。介護サービスがしっかり受けられていれば、これほど基金というのは残らないのだろうというふうには思うのですが、望ましい姿としてこの基金というお金ができるだけ少なく収まるほうがいいというふうには私は思うのですが、原課としてはどのようにお考えでしょう。

○高橋善彦介護福祉課長 基金の残高でございませぬけれども、様々な給付費の減少ですとか、そういったところもございませぬので、自然に基金が増

えていくといった面もございませぬので、そういったところで考えているところでございませぬ。

○松浦敏司委員 なかなか答えづらいと思うのですが、本来しっかりとサービスを受ければこれほど残らないのだろうなというふうには思えます。

次に、第8期の策定委員会が行われて新しい計画ができていくわけですが、介護保険の非常に一番の矛盾は一生懸命頑張った皆さんの施設やあるいはサービスを行えば、それが全て保険料にはね返ってくるという、これが最大の弱点だというふうには思うのです。そういう意味では、国がやはり、国保でも言いましたけれども、国が本来果たすべき役割、老人保健の時代は半分国が持っていたのが、介護保険になって4分の1に減ったわけですから、こういうことをするから地方や、あるいは加入者に負担が重くのしかかるのだというふうには思うのです。こういうことで、今はもう既に高齢者の皆さんから介護保険料が高過ぎるという声が悲鳴のように上がっております。

これ以上上げられたら困ると。確かに介護保険が始まったときからすると、中間の当時は第3段階と言っていたのですが、それがもうほぼ倍ぐらゐの金額にまでなっているということで、それはやはり加入者にとっては大変な負担だというふうには思うのですが、私はもっと国が責任を果たすべきだというふうには思うのですが、この辺での見解を伺います。

○高橋善彦介護福祉課長 こちらにつきましてはサービスの精査ですとか、基金の活用などを含めて保険料の抑制に図っていきたいというふうには考えております。

○松浦敏司委員 私の言いたいのは国が責任をもっと果たすべきでないかという点で、原課として多分そういうふうには強く思っているのだと思うのですが、その辺でのお考えを伺えればと思うのですが、いかがですか。

○桶屋盛樹健康福祉部長 その辺の部分につきましては、いろいろ考えがあろうかと思えますけれども、今後も国の動向を注視しながら要望するところは要望するというようなことも含めて考えていきたいというふうには思えます。

○松浦敏司委員 いずれにしても、国の責任は重いだろうというふうには思えます。

大変な事業でありますけれども、高齢者にとっては非常に大事な制度だと私も思えます。思いま

すけれども、余りにも保険料の負担が重い、それから認定になっても医療にかかるとすれば2割負担、あるいは3割と、こういうことで、非常に高齢者にとっては重たい状況になっている、結果として問題のある制度になってしまっているということは私は残念でならない。そのことを述べて、私の質問を終わります。

○立崎聡一委員長 ここで、昼食のため休憩します。再開は、午後1時とします。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

○立崎聡一委員長 休憩前に引き続き、再開します。

質疑を続行します。

平賀委員。

○平賀貴幸委員 予算説明書の194ページ、介護保険について伺っていきます。

まず、歳入のところですがけれども、まず介護保険料2,400万円の減の予算になっていますけれども、この要因について伺いたいと思います。

○高橋善彦介護福祉課長 介護保険料の収入の減少でございますけれども、条例改正案をお諮りしているように、低所得者の保険料軽減が強化され、一般会計より保険料軽減分として4,097万1,000円の繰入れがございます。繰入分を反映しますと、第1号被保険者の増加もございまして、1,675万8,000円の収入が増となるところでございます。

○平賀貴幸委員 理解させていただきました。

傾向としては今後もこういう形で続いていくようになるのでしょうか。今回そういったものがあるから今回だけの発生という形に、状況というふうになるのでしょうか。

○高橋善彦介護福祉課長 保険料の負担軽減につきましては、今後も続くという見込みでございますので、こういった傾向になるということで想定しております。

○平賀貴幸委員 軽減があるということは、利用者さんの負担にとってはいいのですけれども、財政には一定の影響が出てくるというふうに思うところです。

一方で、繰入金についてですがけれども、失礼しました。まず、その前に国庫支出金、それから道支出金、それから、支払基金の交付金、10ページ

にありますけれども、これらは基本的には総額として増額となっているのですけれども、これも傾向としては増額の状況で続くというふうに見込まれているのでしょうか。

○高橋善彦介護福祉課長 介護認定者の増加等により保険給付は増えていますことから、交付割合が介護保険法で決められている国庫支出金、道支出金、支払基金についてなど、増となる見込みも考えております。

○平賀貴幸委員 196ページには繰入金があるのですけれども、こちらのほうは8,700万円の増加となっておりますが、212ページを見ますと基金の積立金が430万円ほどありますので、実質は8,300万円ほどになるというふうに見ていいのだというふうに思いますけれども、この繰入れについては、他会計繰入れも、それから基金からの繰入れも含めて、これも増加傾向に今後なるというふうに考えていいのでしょうか。

○高橋善彦介護福祉課長 繰入金の約8,700万円の増加ですがけれども、内訳としましては一般会計繰入金で低所得者保険料軽減分などとしまして3,700万1,000円の増となっております。

基金繰入金は第7期計画におけます介護保険料の抑制分として昨年に比べ5,038万円の増加となっているところでございます。ですので、低所得者保険料軽減分が続くというような形を考えますと、こちらが増えていくところが予想されるところでございます。

○平賀貴幸委員 そういう形でして、基金のほうはどうなっていくのかが、やはり気になるところですけれども、先ほどの質疑の中では1億7,700万円現在あるというふうに現時点では認識されていることでありました。一方で、これから介護保険の改定も国のほうで、恐らく今年の5月の国会で審議されるのだと思います。

当初、介護保険料の負担を30歳に引き下げるだとか、あと所得基準の中に不動産などの資産にも入れていくですとか、多床室料の自己負担を増やすとか、いろいろ増やす部分がかかなりあったのですけれども、恐らく消費税の関係でこの辺は見送られることになるのだらうというふうに思います。ただ、所得の高い方々、特に入所施設の方々の自己負担というのは恐らく結構増えるのだらうなというふうに、現在の状況だと見ているところです。ですので、その辺を含めて注意をしていかなければ

ばいけないなというふうに思いますけれども、第7期の際には基金、たしか1億円を取り崩して充当することで介護保険料の負担の軽減に当たってきたのだというふうに思います。これから第8期については議論されていくということで、先ほどスケジュール感についてもお話あったところですが、同規模の基金投入が果たして第8期において可能なか伺いたいと思います。

○高橋善彦介護福祉課長 第8期計画での基金ということでございますが、平成31年度決算及び令和2年度決算状況にもよるところですが、予算どおりの執行でございましたら1億円程度は残るのではないかとということで試算をしているところでございます。

○平賀貴幸委員 残るとということは、何とか1億円もし入れるとなれば入れるだけのお金はあるのだということだと思いますけれども、そうすると介護保険が8期で終わるわけではないので、その後のことがやはり心配になってきます。この基金の額を一定程度確保しておくことも介護保険の制度の仕組みは今の仕組みであるならば、私は先ほどの議論とちょっと違って、一定程度基金は持っていなければいけないというふうに思うのですよね、今の制度で続くのであれば。大体1億円ぐらいをキープしながら改定期に投入していくということは最低限やっていかないと、なかなか利用する方の自己負担は抑制できないと思うのですけれども、その辺についての見通しはいかがでしょうか。

○高橋善彦介護福祉課長 基金の残高でございませうけれども、給付費などの状況等もございませうので、基金が当然残高があるにこしたことはないと思っておりますので、そういったところサービス見込みですとか、そういったところを注視していきたいというふうに考えています。

○平賀貴幸委員 そうすると、予算書の194ページにある保険者機能強化推進交付金、これは今回は比較増減で減額の予算になっていますけれども、ここをどう増やしていくのか。つまり、これは2018年から始まった事実上の財政インセンティブの予算ですので、国が示している様々な指標をクリアしていくですとか、今やっていないサービスを実施できるようにしていくことで増えていくので、ここを増やしていくことも含めて第8期の介護保険計画については取り組んでいただきたい

と思うのですけれどもいかがでしょうか。

○高橋善彦介護福祉課長 おっしゃるとおり、保険者機能強化推進交付金ですけれども、介護予防ですとか、そういった事業が様々な保険者としてやるべきこと等々乗っていますので、そういったところを捉まえてこちらの交付金が、算定基礎となる補助金が当たるような形、交付金が当たるような形で考えていきたいというふうに思っています。

○平賀貴幸委員 国もこの部分には力を入れていて、恐らく予算よりも多い金額が多分補助入ってくるのだらうなというふうに、国の動向を見ていると思います。そこを含めて捉まえながら、ここはやっていくということだと思います。気をつけなければいけないのは、地域の実態と合うかどうかということもひとつポイントになりますので、できるだけ合うものについては積極的に行っていく、特にB事業といいますか、ボランティアを兼ねたものについてどう取り組むかということが一つのポイント、たしか全国ではまだ10%ぐらいしかそれをできてないという数字が出ていましたので、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

次の質問に移らせていただきます。

買い物リハビリについてです。209ページですね。

先ほども送迎車の空き時間、デイサービスを利用してというふうに話がありましたけれども、もう少しちょっとスキームをわかっておきたいのですけれども、運転手さんと支援する方というのだと思うのですけれども、どんな人の配置で実施される考え方なのでしょうか。

○高橋善彦介護福祉課長 買い物リハビリ事業でございませうけれども、こちら通所介護事業所所有の送迎車両を通所介護事業所の職員が運転をし、送迎をするものでございます。

また、送迎時にはボランティアを活用しまして、乗降の介助や店内の付添い、見守りを行うというようなことで考えております。

また、店内では作業療法士によりまして、買い物前の軽体操や買い物時の付添い支援をするとともに、利用者の身体状況を把握しながら適切なマネジメントに役立つよう、担当する地域包括支援センターとも連携を図っていきたいというふうに考えております。

○平賀貴幸委員 運転手さん以外にはボランティアの方がいらっしゃる、それから、降りたところでは作業療法士さんがいらっしゃるということでわかりましたが、ボランティアさんはその間、買い物している間は何をしているのかと申しますか、一緒に作業療法士さんに付き添っていくのか、待っているものなのか、どういう動きになるのでしょうか。

○高橋善彦介護福祉課長 ボランティアの動きとしましては、当然先ほども申し上げましたとおり、乗降時の介助であったり、あと店内におきましては作業療法士とともに見守り支援というような形を考えております。

○平賀貴幸委員 介護保険事業の中で行われるという形ですから、基本的には介護報酬というのが発生するのかなというふうに思うのですが、運転手さんに対して出るのか、作業療法士さんに対して出るのか、ボランティアさんはもしかしたらボランティアポイントを使うのかなというふうに思いますけれども、その辺を明らかにしていただきたいと思えます。

○高橋善彦介護福祉課長 こちらにつきましては、委託事業として実施したいというふうに考えておきまして、通所介護事業所への委託と作業療法士が存在する法人への委託というふうに考えてございます。

あと、ボランティアの活用ですけれども、こちらにつきましては介護支援ボランティアポイント制度を活用していただきたいというふうに考えてます。

○平賀貴幸委員 介護支援ボランティアポイントも含めて組み合わせるといことなので、非常にいい形の一つだというふうに思えます。

気になるところは委託なのですけれども、恐らく法人が同一ではないのだろうと思うのですね。通所をやっていない法人さんに多分作業療法士さんがいたりするのだと思うので、そこは法人が違っていても実施をするという形で考えているということで理解してよろしいのですね。

○高橋善彦介護福祉課長 お見込みのとおり、それぞれ別々の法人となりますので、通所介護事業所における人員でお願いをしようというふうに考えています。

○平賀貴幸委員 そうすると、どのくらいの箇所と人数でやるのか。なかなか全市的にというわけ

にはすぐにはいかないような気がするのですけれども、どんな形で最初は行われるのでしょうか。

○高橋善彦介護福祉課長 今回の事業実施につきましては、高台地区と川向地区の2地区の商業施設を予定してございます。

また、対象地域につきましては、通所介護事業所の運行可能時間、また利用者と各商業施設の距離を考慮しまして、そちらについては今後決定してまいりたいというふうに考えてございます。

また、対象者につきましては、要支援認定者及び基本チェックリストにより生活機能の低下が見られる方としまして、各地区5名程度を見込んでおきまして、計10名を想定して実施したいというふうに考えています。

○平賀貴幸委員 恐らく今回想定されている通所というのは高齢者の方々の多分デイサービスのようなところを、その車両を使うということで想定されていると思うのですけれども、網走市内には、ほかにも障がい者のほうの入所施設における通所サービスですとか、ほかにも日中の車両が福祉団体等で使用されていないところ、多分あるのだと思うのですね。将来的はぜひその辺も含めて調整することで、対象者の拡大、できれば全市的に広げていっていただくほうが有効だと思うのですけれども、その辺については、最初は難しいと思うのですけれども、念頭に置きながら事業を実施していくという理解でよろしいのでしょうか。

○高橋善彦介護福祉課長 今後の事業展開につきましては、事業の実績や高齢者のニーズを踏まえるとともに、通所介護事業所やリハビリ専門職、さらには商業施設等と協議を重ねて事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

○平賀貴幸委員 ところで、買い物リハビリを利用される方、対象者の方の自己負担というのは、この場合発生するのか、しないのかも明らかにしていただきたいと思えます。

○高橋善彦介護福祉課長 利用者の利用者負担につきましては、月額1,700円ということを現在想定しております。こちらの積算につきましては、委託単価といえますか、委託料が17万円となっております。1月、17万円という形で考えておりますので、その1割相当分というような考え方をしております。

○平賀貴幸委員 委託料の10分の1ということで、1割ということで、理解させていただきま

す。

この17万円の委託料というのは、どちらなのだろうと思うのですけれども、車両を出す側の法人さんへの委託料なのか、それとも受けて一緒に買い物をする側の委託料なのか、もしそれぞれ別々に積算あるのでしたら、それも教えていただきたいと思います。

○高橋善彦介護福祉課長 通所介護事業所におけます委託料につきましては、2カ所合わせて月額9万円というような積算をしております。

また、作業療法士を有する法人につきましては、月額8万円という積算をしております。

○平賀貴幸委員 そうすると、自己負担というのは実際に買い物する分の負担が約半分ぐらいと、それから、車両を使って送迎する部分の自己負担が半分ずつかかるというふうに理解していいのだと思います。

それで少しちょっと気になるのですけれども、先行してやっている岡山のほうが盛んで、視察でも行っているのですけれども、その議員の皆さんは認識されているのですけれども、たしかあの場合は車両については無償貸与でありまして、移動についても実は報酬はないのですよね。あくまでも、移動中の介護をするから報酬発生するという部分でお金が絡んでくるので、陸運局の許可は要らずにできるということを兵庫県の陸運局と確認をして、これ実はやっているのです。ところが、今の話を聞くと、車両の委託、運行委託そのものも自己負担が発生しているのです。ちょっとこれスキームが変わってくるのです。公費で負担するなどサービスの提供を受けた者は対価を負担しておらず、反対給付が特定されない場合のみ福祉有償運送の対象にならないと実はなっているのですよね。

ちょっとこれ、福祉有償運送の対象になる可能性があるのです。確認を陸運局にして、もし必要があれば車両の運行の許可を申請しなければいけません。それから、運転者の登録をしなければいけませんし、その運転者が福祉有償運送の資格を取らなければいけないということが発生する可能性があります。確認せずにやっていって、後で該当するとなると、結構厄介なことになるので、北海道の陸運局にしっかり確認とるべきだと思いますけれども、現状認識いかがでしょうか。

○高橋善彦介護福祉課長 本事業につきまして

は、介護保険制度における地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業の中で実施する事業でございますので、こちらにつきましては、介護保険における通所介護事業と同じ取扱いができるものかという形で考えてはいるところなのですけれども、今委員おっしゃるとおり、陸運などにも確認をして、きちんとできるような形で進めたいというふうに思っております。

○平賀貴幸委員 何となく今やりとりしていると、やはり介護の部分だけに給付が入っているのだと、負担があるのだと、それから委託がされているのだというふうに整理しないと、ちょっと法に触れる可能性があるというふうに思いますので、そこをちょっと精査をぜひしながら、とてもいい事業ですので、ぜひ実現へとつないでいただきたいと思います。

次の質問に移ります。

福祉用具のほうについて、先ほど購入についての質問ありましたけれども、貸与についてなのですけれども、これは居宅サービス給付費の予算の中に入っているというふうに考えていいのでしょうか。どこに、予算の中に入っているのでしょうか。

○高橋善彦介護福祉課長 委員お見込みのとおり、居宅介護サービス給付費の中に、こちらのほうの予算が計上されているところでございます。

○平賀貴幸委員 そこで伺わせていただきますけれども、例えば、新しい介護用具、足でこぐタイプの歩けない方でもこげる車椅子、コギーのような製品があります。これはトレーニングフィールドおもしろ自転車のところにも配置されてあったりするのでございますけれども、こうした新しい介護用品がなかなか対象になっているか、なっていないのかとか、そういうことが現場ルールではわからなかったりすることもあるのだと思いますけれども、市としてはそういう新たな介護用品、こういったものがあつた場合についての周知や紹介、どのように行っていくのか見解を伺いたいと思います。

○高橋善彦介護福祉課長 ただいま委員からおっしゃられたコギーの関係でございますけれども、昨年の決算委員会でお話があつたことかとありますけれども、こちらスポーツ課と連携を図ってまいりたいというふうに考えておまして、具体的には網走市ケアマネジャー連絡協議会などの研修

会等で、こちらのほうを周知していきたいというふうを考えております。

○平賀貴幸委員 あまり活用されていないという声が聞こえてくるのですが、先日養護学校のほうで話をする機会がありまして、養護学校のほうでは何度か使わせてもらったということで、子供たちも使えたのでよかったという話も聞いております。

これはなかなか見ただけ、話を聞いただけではわかりませんので、恐らく社会教育部長もいらっしゃいますけれども、喜んで貸出してくれるのではないかなと思います。そういったところに、先ほどの答弁があったようなところに持っていただくとか、福祉事業所に持って行って一時的に使っていただくとか、そういった形で、今ある新しい介護用品を実際に手で触れて、触って使ってみることが大事なのかなと思いますが、そういった形での周知、ぜひしていただきたいと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

○高橋善彦介護福祉課長 ただいま委員がおっしゃるとおり、試乗ですとか、実際に触れるといったところも非常に重要だと思っておりますので、今後スポーツトレーニングフィールドが開園以降、そういったことも考えていきたいというふうに思っています。

○平賀貴幸委員 ほかに ICT が広がる中で、新たに介護用具が加わっていても、なかなか情報としてはこの網走まで伝わってこなかったり、伝わってきてもよくわからなかったりするものが結構あるのだと思います。そういったものの情報収集に努めながら、情報発信をぜひしていただきたいというふうに思いますので、引き続き私も情報があれば提供していきますので、ぜひそういったもので乗り越えられるものは乗り越えていくというような形をぜひしていただきたいと思っております。

終わります。

○立崎聡一委員長 それでは、以上で、本日の日程であります特別会計、企業会計並びに関連議案 1 件の細部審査を終了しました。

本日は、これで散会とします。

再開は、明日午前10時としますから、御参集願います。

御苦労さまでした。

午後 1 時 22 分 散会